

放射能汚染から子どもと区民を守る対策のさらなる充実を求める申し入れ

新宿区長 中山弘子 様

2011年11月16日

日本共産党新宿区議団

政府は11月11日、東京電力福島第1原発事故に伴う放射性物質の除染に関する基本方針を閣議決定し、年間被ばく線量が1ミリシーベルト以上の地域を除染対象地域に指定しました。

都内では相次いでホットスポットが見つかり、自治体が除染を行っています。新宿区内でも、私たち区議団の独自調査により、雨水マス周辺では毎時0.26～0.30マイクロシーベルトの数値が出ており、国の除染基準となる毎時0.23マイクロシーベルトを上回るホットスポットが見つっています。放射能汚染への不安は収まっていません。さらに、食物からの内部被曝に対する不安も続いています。東京都は流通食品の放射性物質の検査を11月8日から実施するなどの対応はとっていますが、「もっと区としてきめ細かく測定し、公表してほしい」という声は子どもをもつ保護者の切実な願いになっています。

これまで、区として独自の対応を実施されてきましたが、さらに不安な区民の気持ちに応える対策を実施するよう、以下のことを要望いたします。

記

I、空間放射性物質及び土壌・草木葉等の継続的な測定について

- ①文部科学省の「放射線測定に関するガイドライン」に準じた区独自のガイドラインを作成し区民に周知すること。既に測定を実施した施設等については、今後も同じ場所を毎月測定し、区民に公表すること。また、各施設で独自に行っている測定についても、区民・関係者に公表すること。
- ②保護者や区民から区施設敷地内の放射線量の測定の申し出があった場合、受け入れるよう全施設に徹底すること。
- ③文部科学省の「放射線測定に関するガイドライン」でも指摘されている高い線量が予測されるポイント、例えば雨水マス、植物及びその根元などを、区は区内各地できめ細かく測定し結果を公表するとともに、高線量の地点は必要な除染をおこなうこと。
- ④区民への貸し出し器により測定した数値については区が掌握し、高い数値の箇所は区が再測定を行い公表すること。なお、貸し出し希望者が多くすぐに予約がいっぱいになっている状況を考慮し台数を増やすこと。
- ⑤区内の放射線量マップを策定すること。

II、放射性物質に汚染された廃棄物等の収集・管理の対策について

- ①区民が収集した放射能汚染された土壌・枯れ葉などの処理を行うこと。

Ⅲ、子どもの施設の給食・食材等の継続的な放射性物質の測定について

- ①現在国に対し食品の放射性物質測定器の貸与を申請していますが、貸与されるまで待つのではなく区として直ちに購入し、子どもの施設の給食食材については日々測定し公表すること。併せて、店頭に並ぶ食材についてサンプル調査を行うこと。また、区民や小売卸業者から持ち込まれた食材等についても、測定をすること。
- ②各学校に、弁当・水筒の持参を認める区教育委員会の方針を徹底すること。

Ⅳ、地域防災計画に原発事故に対する計画を盛り込むことについて

- ①現在続いている福島第一原発の事故、及びその他の原発においても絶対に事故は起こり得ないとはいえないもとで、区民の被害・被曝を最小限にするための対策方針を策定すること。
- ②子ども・妊産婦等への無機ヨウ素剤の確保と配布体制を確立すること。